

「困ったなあ」

に答えます

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学名誉教授

亡き母の相続手続きで、 異父姉の存在が判明しました。

母が亡くなり、その相続のことでご相談です。
父は3年前に80歳で亡くなりました。なれ初めをあまり話さなかったのですが、40歳を超えて、結婚を諦められていた一人息子の父が、銀座で勤めていた一回りも若い母に一目ぼれたようです。私も弟も知る限り、ほげんかみせず仲の良い夫婦でした。
父は普通のサラリーマンでしたが、親が土地持ちだったので遺産はかなりありました。母が半分、私たちは各4分の1。家は母が住むので、母の単独名義にしました。まだ50代の母は見た目がずっと若く、あと30年は

生きると思っていました。しかし肝臓がんが見つかった後、1年もたずに亡くなってしまいました。続けざまに両親を亡くして落ち込んだ私たちですが、四十九日も過ぎたのでそろそろと相続に取りかかりました。
するとなんと信じられないことを、相続登記を依頼した司法書士から告げられたのです。母は父と結婚する前、それも18歳の時に女兒を出産し、その子はいもなく養子に出されて存命だ

というのです。私より10歳上の42歳。その事実を父が知っていたのかどうか今となっては知る術もなく、少なくとも私たちには青天の霹靂です。母は自分が産んだ子（こ）のことを、ずっと忘れていたのでしょうか。信頼していた親に長い間だまされていたようで、ショックが大き過ぎます。とはいえ、このままでは母の遺産は分けられないようなのです。

戸籍に残っている以上、 相続人に含まれます。

それは本当にショックなことです。お察し申し上げます。
連れ子がいれば、過去は隠しようがないのですが、結婚せずに出産し養子に出したので、子供はずっと隠された、秘密の存在だったかもしれません。お母さまのご両親もすでに亡いので、確かめようがないです。いわば産んだだけなので、ご本人も忘れていたのかもしれません。まして自分の相続など考えもしなかったでしょう。特別養子縁組であれば、子供は戸籍に残りませんが、普通の養子縁組で戸籍に残っている以上、相続分は実子3人が各3分の1です。
つまり、お二人だけで相続登記ができないのはその通りです。今のままでも固定資産税を払い、居住することはできますが、売却となると故人名義ではできないし、定期預金も相続人全員がそろわないと解約できません。ただ普通預金については各自の相続分は下ろせるはずですが、株とかは〇〇株は誰それに、といった遺産分割協議書が

ないと、いわば塩漬け状態になります。
一番良いのは異父姉さまに相続放棄をしてもらうことです。これは彼女が自分に相続があったと知った時から3カ月の期限があります。もし裁判所に対して放棄をしてもらえるならば、あとはお二人で好きなように分けられますが、とにかくその人にコンタクトを取らないと始まりません。
戸籍と住民票をたどっていけば現住所は分かるはずなので、弁護士に書面を出してもらいましょう。面会が許されれば、相続関係人および遺産の一覧表も

添えます。赤の他人同然だったので、どんな暮らしなのか、生みの母の存在など知らず、あるいは深い憎悪を抱いているのか、全く分かりません。無関係の人からの遺産など要らないというか、あるいはもらえるものはないのか、お二人ともおつらいでしょうが、覚悟をしておいてほしいと思います。

